

店舗販売業の業務の概要

店 舗 に お い て 販 売 ・ 授 与 す る 医 薬 品 の 区 分		要指導医薬品 ・ 第1類医薬品 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品
店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の 業務を併せ行う場合はその業務の種類		高度管理医療機器等販売・貸与業 ・ 管理医療機器販売・貸与業 毒物劇物販売業 ・ 医薬部外品販売業 化粧品販売業 ・ ()
特 定 販 売 を 行 う 場 合	使 用 す る 通 信 手 段	電話 ・ 電子メール ・ テレビ電話 ・ 郵便 ・ FAX ・ カタログ その他()
	医 薬 品 の 区 分	第1類医薬品 ・ 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品
	特 定 販 売 を 行 う 時 間	
	営 業 時 間 の う ち 特 定 販 売 の み を 行 う 時 間	
	広 告 に 店 舗 の 名 称 と 異 な る 名 称 を 表 示 す る 場 合 は そ の 名 称	店舗の名称と同じ ・ 店舗の名称と異なる(名称:)
	イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 し て 広 告 す る と き は 主 た る ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
	イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 し て 広 告 す る と き は 主 た る ホ ー ム ペ ー ジ の 構 成 の 概 要	別紙のとおり
	都道府県知事又は厚生労働大臣が 特定販売の実施方法に関する適切な 監督を行うために必要な設備の概要	デジタルカメラ ・ 電話機及び電話回線 ・ パソコン及びインターネット回線
備	考	

(記入上の注意)

1. 店舗において販売・授与する医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
2. 店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合は、その種類を○で囲むこと。その他の場合、()内にその種類を記載すること。
3. 特定販売を行う場合の使用する通信手段欄は該当するものを○で囲むこと。その他の場合、()内にその通信手段を記載すること。
4. 特定販売を行う場合の医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
5. 特定販売を行う場合の広告に店舗の名称と異なる名称を表示する場合はその名称欄は該当するものを○で囲むこと。店舗の名称と異なる場合は、()内にその名称を記載すること。
6. インターネットを利用して広告するときは主たるホームページアドレスの欄は、その店舗が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているホームページのうち、一般用医薬品を購入しようとする者等が通常最初に閲覧するホームページアドレスを記載すること。なお、当該ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合には、併せてそのパスワード等も記載すること。
一つの店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらのすべての主たるホームページアドレスを記載すること。ただし、それら全てのホームページへのリンクをまとめたホームページを開設している場合は、そのホームページアドレスを記入することで差し支えないこと。
7. インターネットを利用して広告するときは主たるホームページの構成の概要欄には、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
8. 都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限り。